

(3) 紙面上では市外局番03の表記を省略しています。

お知らせ

都市計画の原案への 公述申出と公聴会

【対象計画原案】
▽都市再開発の方針
▽住宅市街地の開発整備の方針

【公述申出】
【計画案縦覧・申出書の配布場所】
東京都都市整備局都市計画課(新宿区西新宿2-8-1)・街づくり調整課(区役所3階301番)

【縦覧期間】
7月15日(火)まで

【対象】
区内在住が計画案に利害関係のある方(1人10分以内)

【申出方法】
公述申出書を7月15日(火)(必着)までに郵送。
申し出多数の場合は意見要旨などを考慮し選定。
【申出先・問い合わせ先】
〒163-8001 東京都都市整備局都市計画課
☎(5388)3225

公聴会

公述の申し出がなかった場合は開催しません。詳しくは、都市整備局ホームページ <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp> をご覧ください。

【日時】
▽8月22日(金)午後7時から
▽8月28日(木)午後1時から
▽8月28日(木)午後7時から
直接会場へ(先着順)。

【会場】
東京都庁都民ホール(28日は東京都庁二庁ホール)
(新宿区西新宿2-8-1)

【定員】 100人程度

【担当課】 街づくり調整課
☎(5654)8328

新しい後期高齢者 医療被保険者証 (後期被保険者証)を お送りします

新しい後期被保険者証(オレンジ色)を簡易書留・転送不要郵便で7月31日(木)までに本人の住民登録地にお送りします。郵便局に転

防災広報番組放送中

J:COM東葛・葛飾チャンネル
(地上デジタル放送11チャンネル)

「水害に強いまちを目指して」

治水対策・水防対策について、国土交通省や東京都の取り組み、個人でできる対策を紹介します。
区公式youtubeチャンネルでもご覧いただけます。

【放送日程】 7月1日(火)～31日(木)
午後3時～3時15分

この他、毎日1、2回放送します。
7月6日(日)、7月11日(金)～16日(水)は午前9時～午後5時以外の時間帯に放送します。
詳しくはJ:COM東葛・葛飾のホームページをご覧ください。

【担当課】 防災課 ☎5654-8224

居届を出していても、転送されずに区役所に戻ります。氏名・生年月日・一部負担金の割合(左表)など記載内容をご確認ください。現在お使いの後期被保険者証は、8月1日(金)以降、ご自身で破棄していただくか、国保年金課・区民事務所に返してください。

一部負担金の割合・判定基準	
負担割合	負担割合の判定基準
3割	同じ世帯で後期被保険者証をお持ちの方のうち、平成26年度住民税課税標準額145万円以上の方
1割	同じ世帯で後期被保険者証をお持ちの方全員が、平成26年度住民税課税標準額145万円未満の場合

負担割合が3割の方へ

平成25年中の収入額が次の基準に該当する方は、「基準収入額適用申請書」を提出し、認められると負担割合が1割になります。

▽同一世帯に後期被保険者証をお持ちの方が1人の場合で収入額が38.3万円未満。
38.3万円以上でも同じ世帯の中に70歳までの方がいる場合は、その方と後期被保険者の合計収入額が52.0万円未満。

▽同一世帯に後期被保険者が2人以上いる場合で合計収入額が52.0万円未満

【申請に必要な物】
後期被保険者証・平成25年中の収入額が分かる物(確定申告書の控えなど)・印鑑・申請書

【申請・担当課】

国保年金課
(区役所3階315番)
☎(3695)1111
内線3343

東新小岩二丁目地区 地区計画原案を ご覧になれます

【公告日】 7月7日(月)

【縦覧期間】
7月8日(火)～22日(火)

【意見書の提出】 東新小岩二丁目土地を所有するなど利害関係を有する方は、原案についての意見書(書式自由)を提出できます。
7月28日(月)(必着)までに持参か郵送してください。
【縦覧場所・意見書提出先・担当課】
〒124-8555 葛飾区役所街づくり推進課(区役所3階303番)
☎(5654)8332

葛飾区福祉職員 (Ⅱ類)募集

【職種】 福祉(Ⅱ類)
【募集人数】 30人程度
【応募資格】
▽昭和60年4月2日～平成7年4月1日までに生まれた方
▽保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方、または平成27年3月末までに保育士の資格を有し、都道府県知事の登録見込みの方

【採用予定時期】 原則、平成27年4月1日以降

【募集要項・申込書配布場所】

人材育成課・人事課・区民事務所・区民サービスコーナー

【申請・担当課】

区民サービスコーナー
〒124-0012 立石5-27-1
☎(5654)8493

【申請方法】

【申込方法】
所定の申込書と返信用封筒(82円切手貼付・宛先記入)2枚を持参か簡易書留で郵送(封筒に「福祉職選考申込書在中」と朱書き)。

【申込締切日】
7月29日(火)(必着)まで

【持参】
7月30日(水)～31日(木)午前8時30分～午後5時

【選考日程】
▽第1次
8月24日(日)
▽第2次
10月上旬

【申し込み・担当課】
〒124-0012 立石5-27-1
☎(5654)8493

【対象】

区内在住の方 1世帯1区画
区内にある小・中学校、特別養護老人ホームなど 1団体3区画以内
優先利用枠 区内の幼稚園・保育園 1団体2区画以内(高砂二丁目農園・柴又五丁目農園を除く)

【募集農園・区画】
鎌倉四丁目第一農園(鎌倉4-7) 37区画
鎌倉四丁目第二農園(鎌倉4-22) 19区画
高砂二丁目農園(高砂2-30) 6区画
柴又五丁目農園(柴又5-31) 1区画

【利用期間】
9月1日～28年1月31日

【利用料(1区画)】
月額700円(種苗・肥料・用具などは自己負担)

【利用料の支払方法】
9月～27年2月分を前納(27年3月分～28年1月分は27年2月に支払い)。

【利用料の減額】
個人 世帯員の方が次のいずれかに該当する場合は利用料を2割減額します。
身体障害者手帳1～3級
愛の手帳1～3度
精神障害者保健福祉手帳1～2級
団体 利用料を2割減額します。

【申し込み・担当課】
〒124-8555 葛飾区役所環境課
☎(5654)8239

【委託業者】

▽日立トリプルウィン株式会社
☎0120(211)231
【委託期間】
平成27年4月30日(木)まで

【問い合わせ】
葛飾年金事務所
☎(3695)2181

【担当課】 国保年金課

【夜間のごみ出しはやめましょう】
夜間にごみを出すと、猫などによる散乱被害だけでなく、放火犯罪につながる恐れがあります。ごみ出しは収集日当日の朝、午前8時までに行いましょう。ご協力をお願いします。
【担当課】 清掃事務所
☎(3693)6113

【国民年金保険料の案内を民間事業者に委託しています】
日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れがある方に、電話や文書・戸別訪問での納付案内、保険料の収納業務を民間事業者に委託しています。

【国民年金保険料の案内を民間事業者に委託しています】

区民農園利用者を募集します

【対象】
個人 区内在住の方 1世帯1区画
団体 区内にある小・中学校、特別養護老人ホームなど 1団体3区画以内
優先利用枠 区内の幼稚園・保育園 1団体2区画以内(高砂二丁目農園・柴又五丁目農園を除く)

【募集農園・区画】
鎌倉四丁目第一農園(鎌倉4-7) 37区画
鎌倉四丁目第二農園(鎌倉4-22) 19区画
高砂二丁目農園(高砂2-30) 6区画
柴又五丁目農園(柴又5-31) 1区画

【利用期間】
9月1日～28年1月31日

【利用料(1区画)】
月額700円(種苗・肥料・用具などは自己負担)

【利用料の支払方法】
9月～27年2月分を前納(27年3月分～28年1月分は27年2月に支払い)。

【利用料の減額】
個人 世帯員の方が次のいずれかに該当する場合は利用料を2割減額します。
身体障害者手帳1～3級
愛の手帳1～3度
精神障害者保健福祉手帳1～2級
団体 利用料を2割減額します。

【申し込み・担当課】
〒124-8555 葛飾区役所環境課
☎(5654)8239

往復ハガキ記入項目

往復ハガキの往信部の裏面に「区民農園」と書いて、以下の項目を記入してください。

- 農園名
- 申込者の住所(団体は施設の所在地)
- 代表者氏名(フリガナ)・年齢(団体は施設の名称も)
- 家族構成・氏名・年齢(団体は構成員の人数・内訳)
- 電話番号

【申し込み・担当課】
〒124-8555 葛飾区役所環境課
☎(5654)8239